

2020年度 長洲町ごみ収集運搬区域の処理計画

発行：2020年4月
長洲町

一般家庭ごみ

1. ごみの出し方

収集日に、ごみを収集品目毎に分別して各行政区で決められているごみ集積場所に、必ず行政区・氏名を記入した「指定ごみ袋」に入れて、午前8時までに出してください。

一般家庭ごみとは？	燃えるごみ・金属類・ガラス類・缶類・びん類・ペットボトル・新聞紙・その他紙類・段ボール・紙パック・布類・有害ごみ(乾電池・廃蛍光灯及び体温計・バッテリー)
-----------	---

※ 収集品目毎に、必ず「指定ごみ袋」に入れて出してください。

※ 乾電池(有害ごみ)は、市販の透明袋で出すことができますが、行政区・氏名を必ず記入してください。

① 可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ・破砕不適物の出し方

「粗大ごみシール券」を貼ってください。

(「粗大ごみシール券」に、行政区・氏名を記入して、収集品目の1品目毎に1枚貼って出してください。但し、セット物の場合は、「粗大ごみシール券」1枚を貼って出すことができます。)

※ 「指定ごみ袋」に入らない場合は、大人一人が持てる程度に紐で結んで、「粗大ごみシール券」を1枚貼って出してください。

※ 「指定ごみ袋」に入る物は、「指定ごみ袋」に入れて出してください。その場合、「粗大ごみシール券」は必要ありません。

※ セット物とは、机・椅子などをセットで購入された物が対象となります。

② 集積場所

ごみ集積場所	燃えるごみ・金属類・ガラス類・缶類・びん類・ペットボトル・有害ごみ・新聞紙・その他紙類・段ボール・紙パック・布類
粗大ごみ集積所	可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ・破砕不適物

※ 「粗大ごみ集積場所」については、通常の「ごみ集積場所」と異なる行政区があります。

詳しくは、お住まいの駐在員、若しくは住民環境課までお問い合わせください。

2. 収集運搬

① 収集運搬区域は、長洲町内(工場・工業団地を除く)全域とします。

② 収集運搬は、下記のとおりとします。

■燃えるごみ ■金属類 ■有害ごみ ■ガラス類	長洲町の収集運搬区域を町の委託で実施します。
■可燃性粗大ごみ ■不燃性粗大ごみ ■破砕不適物	長洲町の収集運搬区域を直接町が実施します。

【リサイクルごみの分別収集】

■缶類 ■びん類 ■ペットボトル ■資源ごみ	長洲町の収集運搬区域を町の委託で実施します。
------------------------	------------------------

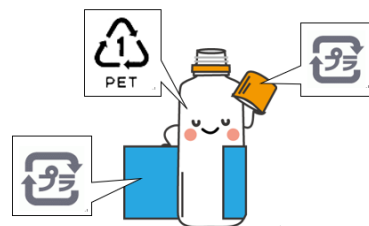
《ペットボトルの分別》

『ペットボトル』のラベルに、PET1 マークとプラマークが書かれています。

これは、ペットボトルの【フタ】と【ラベル】は、プラスチックだという意味です。

『ペットボトル』の【フタ】と【ラベル】は、必ず『燃えるごみ』に出してください。

2019年4月1日から、分別されていないと収集しません。



③ 収集しないごみの種類と処理の方法

収集しないごみ	処理の方法
● 処理施設で処理できないごみ 瓦・タイヤ・廃油・LPガスボンベ・灯油・重油・塗料・火薬類・ 農薬・ブロック・スレート・コンクリート製品・ピアノ・FRPなど	専門業者や工事作業などを依頼した業者、または販売店に引取りを相談してください。
● 家電4品目 エアコン・テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ) 冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機(衣類乾燥機含む)	「家電リサイクル法」で、リサイクルが義務付けられています。町内の家電製品小売店又は買い替えの場合は、購入される店に申し出てください。
● パソコン等 デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ブラウン管式ディスプレイ・液晶式ディスプレイ・ディスプレイ一体型パソコン	「資源有効利用促進法」で、各メーカーが回収・リサイクルすることが義務付けられています。お手持ちのパソコンメーカーにリサイクルを申し出てください。

3. 一般家庭ごみの直接搬入について

一般家庭ごみをクリーンパークファイブに直接搬入する場合は、収集品目毎に分別して、必ず「指定ごみ袋」に入れて搬入してください。

可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、破砕不適物で、「指定ごみ袋」に入らない物は、「粗大ごみシール券」に行政区・名前を記入して、必ず貼り付けて搬入してください。

クリーンパークファイブの受付時間: 平日の午前8時45分から午後4時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

◆ 行政区や団体のボランティア活動でのごみ収集、又は草木の除草から出るごみ

⇒ クリーンパークファイブに事前に連絡して、直接持ち込んでください。

この場合、ボランティア袋を住民環境課で無料配布します。(受付時間等は、前述を参照。)

事業系ごみ

事業系ごみとは?	事業所(食堂、小売店、会社、工場、農業、漁業、病院など)から出る産業廃棄物以外のごみ(野菜くず、魚介くず、残飯、お茶がら、弁当がら、空きびんなど)のことです。
----------	---

事業系ごみは、自らクリーンパークファイブに直接持ち込む(有料)、または収集運搬の許可業者に処理を依頼してください。但し、事業活動に伴うごみ(産業廃棄物)の持ち込みはできません。

事業者の責務	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第3条及び『長洲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例』第4条の規定により、事業者は事業活動に伴って生じたごみは、 <u>自らの責任で正しく処理をすることが義務付けられています。</u>
--------	---

《注 意》	事業活動に伴って発生するごみのうち、廃プラスチック・金属・建設廃材・ガラス等20種類のごみは産業廃棄物です。(農業・漁業の事業活動含む。) 産業廃棄物は、クリーンパークファイブでは受け入れできません。
-------	--

4. ごみ収集日程

- ごみ収集日程表「くらしの中のごみカレンダー」を参照してください。(校区分別)

5. その他

台風接近時は、『ごみの収集を中止』、若しくは『別日に振替える』場合があります。振替日は、収集区域に回覧でお知らせします。